

# 株式会社イトーヨーギョー 定款

(2022年6月29日改正)

# 株式会社イトーヨーギョー 定款

## 第1章 総則

### (商号)

第1条 当社は、株式会社イトーヨーギョーと称し、英文では、ITO YOGYO CO., LTD. と表示する。

### (目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンクリート製品の製造販売
- (2) 土木建築材料の販売及び輸出入
- (3) 土木建築工事の設計・施工
- (4) 土木工事、とび・土工・コンクリート工事、石工事の請負
- (5) 不動産の売買・賃貸及び管理
- (6) コンクリート製品製造設備の売買及び賃貸
- (7) 冷凍、冷暖房機器の販売並びに空調設備の設計、施工、保守及び点検業務
- (8) 水道給排水、衛生ガス消火総合設備の設計、施工、保守及び点検業務
- (9) 高圧ガス製造並びに販売業務
- (10) 環境関連商品、各種設備機器等の販売及び輸出入
- (11) 工業所有権、ノウハウ等の無体財産権の実施許諾及び輸出入
- (12) ボウリング場経営
- (13) 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当社は、本店を神戸市に置く。

### (機関)

第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査役
- (3) 監査役会
- (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子広告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、1,427万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当社の株式に関する取扱い及び手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。

### 第3章 株主総会

#### (招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要に応じてこれを招集する。

#### (定時株主総会の基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

#### (招集地)

第14条 株主総会は、本店所在地またはこれに隣接する地のほか、大阪市においても招集することができる。

#### (招集者及び議長)

第15条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任に当たる。

#### (電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日まで書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

#### (決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

#### (議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載する。

#### 第4章 取締役及び取締役会

(員数)

第20条 当社の取締役は、9名以内とする。

(選任)

第21条 取締役は株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2. 取締役の選任決議については、累積投票によらない。

(任期)

第22条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の取締役の残任期間と同一とする。

(代表取締役)

第23条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

(役付取締役)

第24条 取締役会は、その決議によって取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。

(相談役及び顧問)

第25条 取締役会は、その決議によって相談役及び顧問を置くことができる。

2. 相談役及び顧問は、取締役会に出席して意見を述べることができる。

(招集者及び議長)

第26条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合のほか、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。

2. 取締役社長に差し支えあるとき、または欠員のときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役がその任に当たる。

(招集通知)

第27条 取締役会の招集は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議の方法)

第28条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 当社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(議事録)

第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印する。

(取締役会規則)

第30条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

(報酬等)

第31条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第32条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、取締役（取締役であつた者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く）との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査役及び監査役会

### (員数)

第33条 当社の監査役は、4名以内とする。

### (選任)

第34条 監査役は株主総会において選任する。その選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

### (任期)

第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。ただし、任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。

### (常勤の監査役)

第36条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

### (招集通知)

第37条 監査役会の招集は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

### (決議の方法)

第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

### (議事録)

第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。

### (監査役会規則)

第40条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。

(報酬等)

第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

第42条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む）の会社法第423条第1項の賠償責任を法令の限度において免除することができる。

2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第6章 計 算

(事業年度)

第43条 当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年とする。

(剰余金配当の基準日)

第44条 当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

(中間配当)

第45条 当社は、取締役会の決議により、毎年9月30日を基準日として、中間配当をすることができる。

(配当金の除斥期間)

第46条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。

以 上

(附則)

1. 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。